

追加型株式投資信託をご購入のお客様へ

収益分配金に関するご説明

追加型株式投資信託をご購入されたお客様が、その保有中にお受取りになる収益分配金がファンドの基準価額や投資元本に与える影響について、ご確認いただくための当行からのご案内です。

- 投資信託の収益分配金の額は預金の利息と異なり、確定しているものではなく、また、投資信託の元本も保証されているものではありません。
- 収益分配金は投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

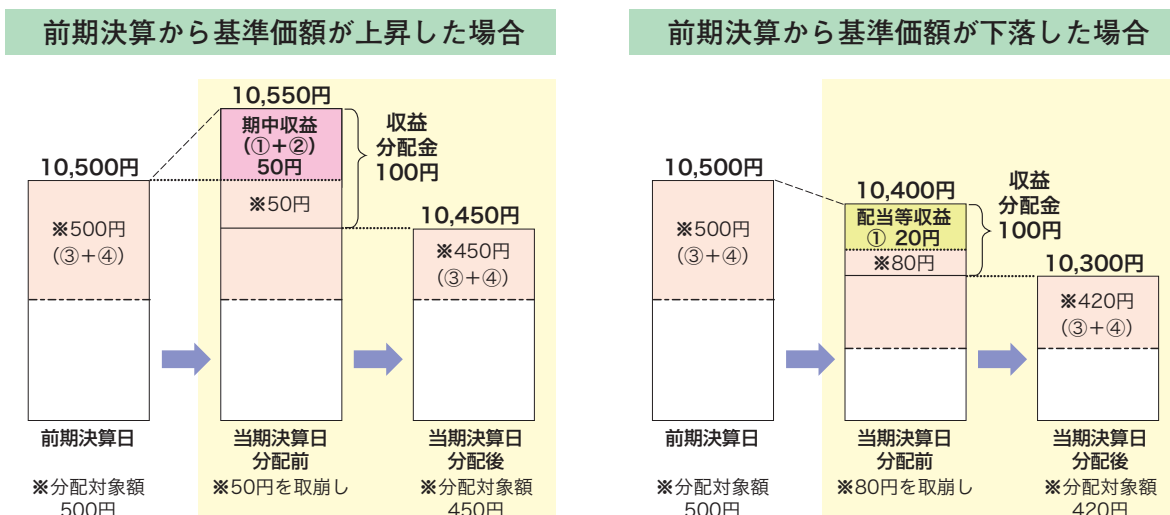
投資信託で収益分配金
が支払われるイメージ



- 収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われることがあります。
(詳しくは、次のページをご覧ください。)
その場合、決算日の基準価額は、前期決算日の基準価額より値下がりすることになります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

▶ ご不明な点がございましたら、投資信託お取引店または本部(営業統括部)までお問い合わせください。
営業統括部連絡先：Tel 0742-24-1855 (平日 9:00～16:00)

◇前ページの「計算期間中に発生した収益を超えて収益分配金が支払われる場合」は、たとえば次のような場合です。



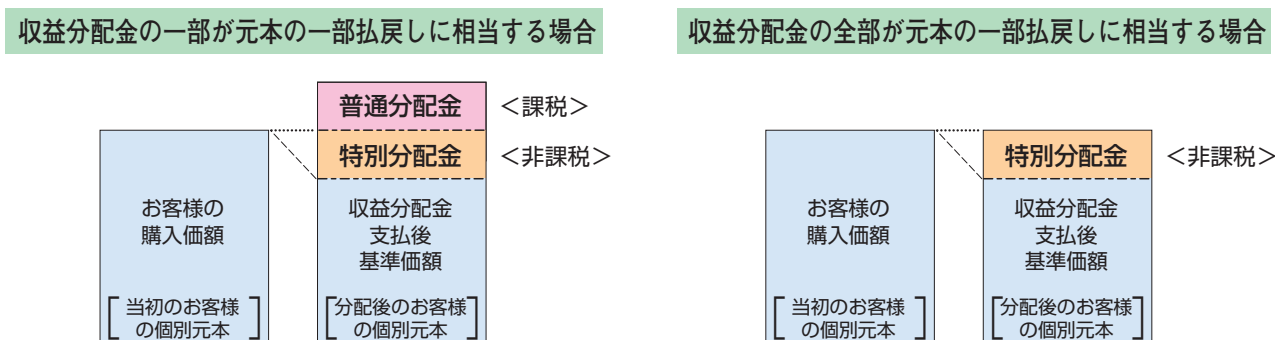
※収益分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金^{注1}、④収益調整金^{注2}です。

注1) ③ 分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払われなかった残りの金額のことで、投資信託財産に留保され、次期以降の収益分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

注2) ④ 収益調整金：追加型投資信託で追加設定されることによって、既存の投資信託保有者への収益分配可能額が希薄化しないようにするための投資信託財産計理処理特有の勘定科目のことです。

* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部、もしくはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



個別元本：お客様ごとの収益分配金受取や換金に係る税金を算出するために用いられる元本価額のことをいいます。当初はお客様の購入価額で、特別分配金を受取る場合など、個別元本は再計算されます。なお、個別元本にはご購入の際の手数料や消費税分を含みません。

普通分配金：お客様の購入価額（個別元本）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：お客様の購入価額（個別元本）を下回る部分からの分配金です。分配後のお客様の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

* 普通分配金は、上場株式等の配当等収益として課税されますが、特別分配金は実質的な元本の一部払戻しに相当し、非課税となります。

○当資料は、投資信託の一般的な仕組みを説明するもので、投資勧誘を目的としておりません。

○当資料は、平成23年9月現在の税制に基づき作成したものであり、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合があります。